		⑴　空中線から輻射される電波の進路を妨害する物件のない位置に設置されていないときは、「不可」とする。 ⑵　高圧電気に対する安全施設について、施行規則第22条から第26条までに規定する措置がされていないときは、「不可」とする。
⑷　法第35条の措置（措置の義務がある場合に限る。）	1　法第35条第１号の措置をとっている場合は、予備設備を備えていることを確認する。 2　法第35条第２号の措置をとっている場合は、計器及び予備品を備え付けていること並びに入港中の点検等に従事する者が確保されていることを委託契約書等により確認する。 3　法第35条第３号の措置をとっている場合は、計器及び予備品を備え付けていることを確認する。	1　義務船舶局の無線設備についてとらなければならない措置については次による。 ⑴　総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するもの（Ａ１海域のみを航行するもの並びにＡ１海域及びＡ２海域のみを航行するものを除く。）の義務船舶局の無線設備については、法第35条各号の措置のうち二の措置をとっていないときは、「不可」とする。 ⑵　⑴以外の義務船舶局の無線設備については、法第35条各号のうち一の措置をとっていないときは、「不可」とする。ただし、施行規則第29条第２号の規定に基づき、法第35条の規定による措置をとることを要しない。 ⑶　無線設備の二重化の措置をとっている場合であって、予備設備を備えていないときは、「不可」とする。 ⑷　陸上保守を他の者へ委託した場合にあっては、平成４年郵政省告示第71号（電波法第35条第２号の措置をとることとした義務船舶局等の無線設備について、停泊港に整備のために備えなければならない計器及び予備品を定める件）により、主たる停泊港に整備のため備えなければならない計器及び予備品を備え付けていないとき、主たる停泊港に備えることがその船舶の運航形態からみて不合理であると地方局長が認める場合であって、その指示する停泊港に備え付けていないとき及び陸上保守を行う主たる停泊港又は地方局長が指示する停泊港に、入港中の点検等に従事する者が常時１名以上確保されていないときは、「不可」とする。
⑶　義務船舶局に備えなければならない無線設備（遭難自動設備を除く。）が、通常操船する場所で遭難通信を送り、又は受けることができないときは、「不可」とする。ただし、船体の構造上、当該場所に設置することが困難又は不合理であると地方局長が認めたものは除く。 ⑷　義務船舶局に備えなければならない衛星ＥＰＩＲＢが、通常操船する場所で遠隔制御できないときは、「不可」とする。ただし、通常操船する場所の近くに設置したものは除く。 ⑸　施行規則第28条第２項の無線設備を備えなければならないものについては、当該設備が備えられていないときは、「不可」とする。 ⑹　施行規則第28条第３項の無線設備を備えなければならないものについては、当該設備が備えられていないときは、「不可」とする。 ⑺　施行規則第28条第４項の無線設備を備えなければならないものについては、当該設備が備えられていないときは、「不可」とする。 ⑻　施行規則第28条第５項の無線設備を備えなければならないものについては、当該設備が備えられていないときは、「不可」とする。 ⑼　施行規則第28条第６項の無線設備を備えなければならないものについては、当該設備が備えられていないときは、「不可」とする。 ⑽　高圧電気に対する安全施設については、施行規則第22条から第26条までに規定する措置がされていないときは、「不可」とする。 ⑾　義務船舶局等に備えるインマルサット高機能グループ呼出受信機に使用する空中線については、設備規則第38条第３項に規定する位置に設置されていないときは、「不可」とする。 2　船舶に設置するレーダーの設置箇所が相違するときは、次による。	